

議第157号

京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように制定する。

平成25年 9月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例の一部を  
改正する条例

京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例の一部を次のよう  
に改正する。

題名を次のように改める。

京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

第1条中「伝統的な木造の」を「歴史的な価値を有する」に改める。

第2条第2項第1号中「伝統的な構造，形態又は意匠を有する木造の建  
築物で」を削り，「あったもの」を「あった建築物」に改め，同項第3号中  
「存する敷地」の右に「(次条第3項の保存活用計画（第5条第2項の規定  
による変更登録があった場合にあつては，変更後のもの）において，保存  
建築物を他の敷地に新築することとする場合にあつては，当該敷地)」を加  
え，同項第4号中「移転」の右に「(他の敷地に新築する場合を含む。以下  
同じ。)」を加える。

第3条第3項各号列記以外の部分中「存する敷地」の右に「(保存活用計  
画において，当該対象建築物を他の敷地に新築することとする場合にあつて  
は，当該敷地。第6号において同じ。)」を加える。

第20条の見出し中「消防署長」を「消防長等」に改め，同条中「当該登録

又は」を「消防長又は当該登録若しくは」に改め、「所在地」の右に「(当該登録又は変更登録に係る保存活用計画において、保存建築物を他の敷地に新築することとする場合にあっては、当該敷地の所在地)」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に解体され、その建築材料の全部又は一部が保管されている建築物（木造のものに限る。）で、当該建築材料の全部又は一部を用いてその原形を再現しようとするものについては、解体されていないものとみなして、この条例の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に解体され、その建築材料の全部又は一部が保管されている建築物（木造以外のものに限る。）で、当該建築材料の全部又は一部を用いてその原形を再現しようとするものについては、解体されていないものとみなして、この条例による改正後の京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の規定を適用する。

提案理由

歴史的な価値を有する木造以外の建築物を保存し、及び活用し、並びにその安全性の向上及び維持を図る等の必要があるので提案する。